

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤吉熊の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

しかし所論 A、B の供述が所論の様な不当な干渉によつてなされたものであることは記録上認め得ない。論旨は右不当干渉の事実を前提として原判決が憲法三八条、刑訴応急措置法一〇条二項、旧刑訴二一九条に違反するものだというのであるが右事実が認められない以上前提を欠くもので理由がない。

よつて旧刑訴四四六条に従つて主文の如く判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

検察官 長谷川瀬関与

昭和二五年四月二六日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	長	谷	太	一郎
裁判官	沢	田	竹	治郎
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	井	上		登
裁判官	真	野		毅
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	三	郎

裁判官 河 村 又 介

裁判官 穂 積 重 遠

裁判官栗山茂は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 塚 崎 直 義